

平成30年度第1回武豊町都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 平成30年6月13日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 武豊町役場 全員協議会室
- 3 議 題 付議第1号
知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の都市計画決定について
- 4 出席者 学識経験者 土屋 富好
学識経験者 榑原 延幸
学識経験者 原田 時男
学識経験者 天木 一馬
学識経験者 林 慶見
武豊町議会議員 南 賢治
武豊町議会議員 青木 信哉
武豊町議会議員 石川 義治
武豊町議会議員 森田 義弘
武豊町議会議員 岩瀬 計介
武豊町議会議員 鈴木 一也
武豊町議会議員 冨永 良一
- 欠席者 学識経験者 木村 保夫
- 事務局 建設部長 犬塚 敏彦
都市計画課 近藤 千秋、明壁 直久、佐野 美緒子、
野村 孝、榑原 利幸、八谷 麻美
- 説明者 知多南部広域環境組合 太田 弘、原田 弥生、鈴木 徹、西村 健
生活経済部長 竹内 誠一
環境課 中野 満、松崎 年史男

5 委員の委嘱

武豊町都市計画審議会条例の改正に伴い、新たに武豊町都市計画審議会委員の委嘱を行った。武豊町社会福祉協議会会長の木村保夫様、武豊町商工会長の天木一馬様、愛知建築士会の林慶見様を新たに委員として委嘱した。

6 議事録署名委員の指名

武豊町都市計画審議会運営規程第9条第1項により、森田義弘委員及び石川義治委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議開催要件の確認

議長及び陪席参加者を除き12名の出席者につき、武豊町都市計画審議会条例第6条第2項の規定により成立。

8 審議内容

町長より都市計画審議会へ付議後、議長が付議第1号に関する説明を求め、事務局より説明を行った。以下、説明内容。

「都市計画の案」及び「環境影響評価準備書」について、意見の概要と意見についての都市計画決定権者の見解について、公告・縦覧の際に意見書の提出が2通、38意見あった。本日の審議内容は、この意見書の内容も考慮したものとなっている。

現在、知多南部広域環境組合が事業推進している、知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）は、都市計画法第11条第1項第3号に掲げる都市施設とし、武豊町、半田市、常滑市、南知多町及び美浜町の円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するため都市計画決定するものである。

都市計画を定める事項として、名称、位置、面積を定めることとされており、名称については、「知多南部広域環境センター」、位置としては、「知多郡武豊町字一号地11-28、11-29、11-37」、面積については、「約5.0ha」となる。

理由書について、まず、「当該都市計画の都市の将来像における位置付け」のうち、(1)「上位計画等での位置づけ」について、本町においては、「第5次武豊町総合計画（後期戦略プラン）」、「都市計画マスタープラン」に、広域的なごみ処理施設の整備について挙げている。

また、半田市は平成23年策定「第6次半田市総合計画」、常滑市では平成28年策定「第5次常滑市総合計画」、南知多町では平成22年策定「第6次南知多総合計画」、美浜町では平成25年策定「第5次美浜町総合計画」と各市町それぞれ、広域的なごみ処理への推進が掲げられている。(2)「当該都市計画の必要性」は資料に記載した。

「当該都市計画の位置、区域、規模の妥当性」について(1)位置、区域の妥当性、(2)「規模の妥当性」について記載している。理由書についての詳細な説明は、省略する。

「総括図」について、知多南部広域環境センターは、知多南部地域（武豊町、半田市、常滑市、南知多町、美浜町）の2市3町が「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を踏まえ作成した、「知多南部地域ごみ処理広域化計画」に基づき、半田市クリーンセンター、クリーンセンター常武、知多南部クリーンセンターの3箇所のごみ焼却施設を集約し、武豊町内において広域施設として計画するものである。赤で塗りつぶされた箇所が「知多南部広域環境センター」となり、国道247号の東側、役場の南東約1.5kmに位置している。用途地域は衣浦港に面する工業地帯で、「工業専用地域」である。

計画図について、計画区域は赤色で着色してある、都市計画道路衣浦西部線沿い臨港道路東側で、面積は約5.0ha。

また、知多南部広域環境センターの計画区域では、ごみ焼却等を行う処理工場施設のほか、管理棟、計量棟、進入路、駐車場、待避場、緑地等のスペースを計画している。

今後の予定については、本日、都市計画審議会にて審議いただいたのちに、愛知県への同意協議、都市計画決定の告示の予定。

「知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の決定」について、説明は以上。

続いて、環境影響評価書のあらまし（案）について、知多南部広域環境組合より説明を行った。

本事業は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定するごみ処理施設を建設するものである。1日当たり150t以上の処理能力を有するごみ処理施設を建設する事業が「愛知県環境影響評価条例」の規定に該当することから、環境影響評価手続きを実施。

愛知県が策定した「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を受けて策定した「知多南部地域ごみ処理広域化計画」に基づいて、地域内で稼働中の半田市クリーンセンター、常滑武豊衛生組合のクリーンセンター常武及び知多南部衛生組合の知多南部クリーンセンターの3つのごみ焼却施設を1施設に集約した新たなごみ処理施設の整備を行う。

新たなごみ処理施設は、スケールメリットを生かし、環境への負荷の低減、施設建設及び運営コスト等の縮減を図り、循環型社会の形成、周辺環境及び地球環境の保全に配慮したものとして、知多郡武豊町字一号地内において整備する。

新たなごみ処理施設は、ごみ焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設からなる。ごみ焼却施設の処理方式は、全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）を採用。処理能力は1日あたり283t、炉の数は2炉で計画。処理対象ごみは一般可燃ごみ、不燃・粗大ごみ処理施設で発生する可燃物、し尿処理施設で発生する脱水汚泥及び災害廃棄物であり、煙突については、高さ59mで計画。余熱の利用は、発電と隣接地で建設を予定している武豊町屋内温水プール（仮称）への熱供給を計画している。

事業スケジュールについて、現時点では、施設の設計、施工及び管理運営を一体で実施する事業者として、平成30年5月25日に川崎重工業グループに決定。今後、一般的に想定される工程では、平成30年7月中に仮契約、平成30年8月上旬に本契約を結ぶ予定。今後変更する場合もありえる。

平成30年9月以降より施設の実施設設計、土壌汚染調査等、施設の建設に向けた手続きを実施。手続きと平行して平成30年度後半より仮設工事、平成31年度は杭打ち、掘削、平成32年度頃には建屋の建設工事を施工する計画。さらに建屋の建設工事と平行して、プラント工事と外構工事を施工。平成33年度に試運転を経て、平成34年4月から供用を開

始する予定である。

環境影響を予測評価するために用いた配置案については、焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、管理棟、啓発棟は敷地の東側に配置する計画。また、敷地の中央から西側にかけては、周辺道路が渋滞しないよう搬入車両の待避所として活用。なお、実際の施設の配置・構造等については、事業者との本契約締結後に確定することとなる。

公害防止に係る計画基準値について、新たなごみ処理施設からの排出ガス、騒音、振動、悪臭及び排水の排出については、関係法令及び自主基準値を遵守し周辺環境への影響を極力小さくするように計画。具体的には、下表に示す計画基準値を設定。

環境への配慮事項について、大気質や騒音・振動といった、「その他」を入れ13項目の環境要素ごとに、工事中と供用時の区分で整理している。一例として5ページの騒音振動低周波の環境要素を説明する。工事中、供用時それぞれの段階で配慮する事項を記載。

環境影響評価の項目について、環境要素ごとに、工事の実施、土地又は工作物の存在、供用といった各段階に影響があると想定される項目を整理している。環境影響評価としては、表の○のついた項目について予測・評価を行っている。

9ページでは予測評価する上で、現状を把握するために行った調査地点を示し、10ページから22ページまででは、各環境要素に調査結果、予測評価をまとめている。13ページの騒音及び超低周波音について説明すると、13ページ右上段までは、現地調査の結果をまとめてあり、右中段から14ページの上段で各段階の予測評価を示している。16ページでは、事業実施区域の北側隣接地で土壤汚染が確認されたことから、「愛知県土壤汚染等対策指針」に規定する土壤含有量調査、土壤ガス調査及び土壤溶出量調査を行った。

土壤の含有量調査については、9項目の調査を行い、“鉛及びその化合物”の項目が、土壤含有量基準値を上回ったが、残り8項目については全区画で土壤含有量基準値未満という調査結果。土壤の溶出量調査については、14項目の調査を行った。“ふっ素及びその化合物”の項目が、土壤溶出量基準値を上回り、残り13項目については、全区画で土壤溶出量基準値未満という調査結果。

調査結果より、鉛及びその化合物やふっ素及びその化合物が、土壤汚染等対策基準を上回る値であることを確認したため、掘削や盛土等の工事により、土壤汚染の拡散及び地下水の汚染が発生する可能性がある。そのため、環境保全措置として、

- ・工事着手前に土壤汚染状況調査・詳細調査を実施し、必要な汚染土壤の除去等の措置を行う。
 - ・土壤汚染の拡散を防ぐために、工事用資材運搬車両が退出する際は、構内でタイヤに付着した土砂を十分除去した上で退出する。
- 等を行い、環境影響への回避低減を図る。

環境影響評価手続きについて、計画段階配慮書、環境影響評価方法書、環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書といった手続きを実施した。各手続の段階で、縦覧・公告し、

住民や知事からの意見をもとめ、次の手続きに反映していく流れとなっている。

現在は、準備書に対する意見を踏まえた評価書を作成しており、今後、平成30年8月21日から公告・縦覧の予定である。

環境影響評価書に関する説明は以上。

9 質疑

(委員)

「環境影響評価のあらまし(案)」について、工事着手まで土壌調査するという説明があったが、それ以降は継続的に土壌調査をしないのか。9ページに調査地点記載があるが、建屋が建つ箇所以外は継続的に調査が可能なのではないか。

(説明者)

土壌調査をして、悪い箇所を取ることが目的の調査であるため、それ以降の調査は考えていない。ただ、取り除いた後、地下水に影響がでる懸念があるため、地下水のモニタリングについては今後も継続していきたい。

(委員)

地下水だけは継続する、ということだが、現在の調査地点の一か所のみで行い、今後調査地を増やす予定はないのか。

(説明者)

地下水は流れているため、敷地の上流で一か所、下流で一か所、測る予定。具体的には、地下水は9ページの図の左下から右上へ流れているため、上流の南西一か所、下流の北東一か所は継続して調査していく。

(委員)

「環境影響評価のあらまし(案)」17ページにて、ダイオキシンが現在も基準値を上回っているとのことだが、上回っても建設工事はそのまま続行できるのか。

(説明者)

土壌汚染の調査項目にダイオキシンはない。土壌環境基準にはあるが、この項目ではダイオキシンは基準値以下である。よって問題となるのは、地下水から環境基準を超えるダイオキシンが測定されたことだが、特に、汚染があるから工事ができないということはない。本来は、どのように汚染が起きたのか原因を調べて汚染源を取り除くのが良いのだが、現時点で汚染源の特定は難しい。

今後は、県との協議次第だがモニタリングを継続していくと考えている。

(委員)

「環境影響評価のあらまし(案)」9ページにて、悪臭調査地点の記載があり、敷地の東側で調査しているが、風向きは北北西となっている。本来、北北西付近で調査すべきではなかったか。

(説明者)

風向きは北北西から北西が多い地区である。調査地点は赤丸2地点。風上と風下で調査した。当然、風上では臭わず、施設を通過した後、風下で悪臭がしないか調査するため北西を軸に2地点で調査を行った。

(委員)

悪臭調査は建設後、稼働後を行う予定か。

(説明者)

悪臭調査については事業者の提案でも調査をしっかりと行うこととしているため、引き続き行う。

議長が質疑の終結を宣言した後、当該議案について採決し、原案どおり答申することとして全会一致で可決された。

上記議決の明確を期するため、この議事録を作成し、会長及び委員2名において下記に署名押印する

武豊町都市計画審議会

審議会会長

審議会委員

審議会委員